

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)

指摘事項	措置状況
<p>I. ごみ減量化について (1) ごみ減量化施策について (ア) ごみ減量化及び資源化率の目標数値について(監査の結果)</p> <p>岐阜市のごみ減量化の目標は平成15年度に比べ平成20年度には5%削減する事である。また、リサイクル度の目安となる資源化率は平成22年に26.5%、平成30年度に27%とすることを目標としているが、平成15年度から22%前後で推移しており目標に向けて進んでいない。ごみの減量化は一部の市民や事業者だけでなく、市民全員の協力が必要であるが、市民に協力してもらうためには、一丸となって頑張ろうという目標が必要であり、もっと高い目標を掲げ、それを市民全員に周知することが必要である。</p>	<p>(循環型社会推進課) 本市のごみ減量・資源化は、市内の自治会連合会が実施している資源分別回収が多くを占めている。資源分別回収量を増やすため、各自治会連合会の環境推進員を対象に研修会を行い、ごみ減量・資源化に関する啓発を行った。また、ごみとして処理されやすい雑がみの回収率を高めるため、キャンペーンを実施した。今後のごみ減量・資源化については、ごみ減量対策推進協議会から出された提案書を精査し、実施していく。</p> <p>(環境事業政策課) 平成21年度にごみ処理基本計画を改定した。自然共生部が主として実施している減量・資源化の施策の実績、推移を基に、自然共生部と協議をして、目標中間年となる平成27年度のリサイクル率を26.3%に設定した。今後市民の協力を得て、目標値の達成を目指す。</p> <p>(環境事業課) 20年度に引き続きごみ減量・資源化の一環として、ペットボトルのキャップ・化粧品ビンについても分別回収を実施。</p> <p>(平成23年4月13日)</p>
<p>(イ) ごみ処理手数料有料化について(監査の結果)</p> <p>ごみ処理手数料を有料化することは、市民に痛みを伴うこととなるが、岐阜市におけるごみ処理費用の負担が大きくなってきたことや、ごみ量の増大、最終処分場の困窮等の背景もあり、検討すべきである。また、ごみ処理手数料を有料化することは、ごみ処理に膨大な費用がかかることを市民に認識させるという重要な効果があり、それによって、ごみ減量化に繋がることと期待される。</p>	<p>新たに市内に副市長を本部長とする「ごみ減量・資源化推進対策本部」を組織し、ごみ減量・資源化に関する計画づくりの中で、環境事業部と連携し施策の一つとしてごみ処理手数料の有料化についての検討をしている。</p> <p>(平成22年5月31日)</p>
<p>(ウ) 事業系ごみ量の減量化について(監査の結果)</p> <p>ごみ処理総量の30%前後が事業系ごみであり、さらに家庭系ごみも企業の製品を購入しそれを消費することによってごみが発生するのであるから、企業の製品から発生するごみの減量化は重要な課題である。そのためには、製造・流通・販売業界に対し、使い捨て商品の自粛や抑制、再生利用できる製品の開発、過大包装の自粛及び包装の適正化、再生資源・再生製品の使用などに努めることを要請していくことが重要である。また、事業所から処理施設へのごみ搬入量について、規制を設けることも考えられる。</p>	<p>(循環型社会推進課) 事業系ごみの減量に取り組んでいる事業者を「GR事業所」として認定し、ホームページで紹介している。今後はトレイ回収やレジ袋無料配布中止店などの事業をエコアクションパートナー協力店として統合し、事業を進める。</p> <p>(環境事業課) 各事業所のごみの減量化や資源化への努力に対する意識付けや排出時に資源物の混入があった場合の啓発指導を一般廃棄物の収集運搬許可業者を通じて実施。</p> <p>(平成23年4月13日)</p>
<p>(2) 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導について (ア) 廃棄物減量計画書を提出するよう指導すべきものについて(監査の結果)</p> <p>事業用大規模建築物の占有者等は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を推進するために、廃棄物減量計画書を市長に提出しなければならないが、対象者164社中、156社しか提出されておらず、8社が提出されていない。廃棄物減量計画書を提出させることには、強制力がなく、又罰則規定もないため、指導には限界があるのが現状である。今後も占有者等に対して廃棄物減量計画書の提出を継続して求めていくとともに、提出に強制力を持たせることを検討すべきである。</p>	<p>廃棄物減量計画書の未提出事業所には2回催告を行った。今後の方針について検討した結果、提出に強制力を持たせるよりも、立入調査を強化し、未提出事業所へ立入調査を行うことにより提出率を100%に近づけるという結論に至ったため、計画書の提出に強制力を持たせることは現状では考えていない。</p> <p>(平成23年4月13日)</p>
<p>(イ) 事業用大規模建築物の対象要件について(監査の結果)</p> <p>事業用大規模建築物の対象要件については、現状の基準は面積を基準としているが、本来は、廃棄物排出量を基準として対象を設定することが必要である。今後は、岐阜市が事業系一般廃棄物収集業務の許可業者に、事業者ごとの廃棄物収集量を把握させることにより、廃棄物排出量を把握し、それを基準として指導対象者を決定する必要がある。</p>	<p>現在の許可業者の廃棄物の収集は、1車で複数事業所の収集を行う方法である。排出量を把握するために、調査日を決めて、その日の収集袋数は把握できたとしても、毎日袋数を把握することは困難である。また、袋ごとにはいつている廃棄物の量は毎日一定ではないため、排出量の把握はより困難である。</p> <p>(平成20年度)</p>

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課 (TEL 内線6266)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(ウ) ごみ減量化の指導について (意見)</p> <p>岐阜市は、様々な業種及び事業所に指導の為の立入を行うことによって、様々なごみ減量化方法を把握することができる。従って、有用なごみ減量化方法は、ホームページやパンフレットで積極的に開示していくことが望まれる。</p> <p>また、減量化に積極的に取り組んでいる事業所名を一般に公表し、表彰することも、市民のごみ減量化の意識を高めるとい意味で効果があるのではないかとと思われる。</p>	<p>事業系ごみの減量に取り組んでいる事業者を「GR事業所」として認定し、ホームページで紹介している。今後はトレイ回収やレジ袋無料配布中止店などの事業をエコアクションパートナー協力店として統合し、事業を進める。</p> <p style="text-align: right;">(平成23年4月13日)</p>
経費削減効果	
<p>(3) 一般家庭等の剪定枝葉の資源化について (監査の結果)</p> <p>一般家庭等の剪定枝葉について、チップ化、堆肥化すること等によりリサイクルの余地がある資源を処分することは、ごみ減量にもつながらない。従って、チップ化、堆肥化を行っている剪定業者を岐阜市がリサイクル協力業者として認定し、出来る限りこのような業者に剪定を依頼するようにすることや、チップ化、堆肥化する機械を街角に配置しそれを利用してもらうこと等により、リサイクルの促進を図るべきである。</p>	<p>「資源化を目的とする剪定枝等」について一般廃棄物処分業の許可を新規に与え、一般家庭等から排出される剪定枝について、ボイラー燃料や堆肥原料等に資源化できる方策を構築し、リサイクルを促進している。</p> <p style="text-align: right;">(平成23年4月13日)</p>
経費削減効果	
<p>(4) 市民啓発活動について (監査の結果)</p> <p>市民のごみ処理に対する理解と協力を得るには、リサイクルセンター等のごみ処理施設の見学会を実施することは非常に有効な手段であると思われる。しかしながら、見学者数は、岐阜市の予算削減もあって、近年は年々減少している。啓発活動は、継続的に実施していくことが重要であり、限られた予算ではあっても見学者数を増やすような努力が必要である。</p>	<p>20年度には、「親子の学習会」を前年度までの1回開催から2回開催するように予算措置をし、実施した。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
経費削減効果	
<p>II. 収集・運搬について</p> <p>(1) 平成18年度の環境事業部における契約について</p> <p>(ア) 一般廃棄物収集運搬業務を一者随意契約とすることの妥当性について (監査の結果)</p> <p>環境事業部における平成18年度の委託契約のうち500万円以上の契約については90%以上の契約金額が随意契約であり、その落札率はほぼ100%であった。また、ごみ収集運搬委託業務の500万円以上の随意契約は全て一者随意契約であった。</p> <p>随意契約理由書に記載されている「一者随意契約とすることの理由」は妥当とはいえないものも多い。毎年同一業者がほぼ同額で契約している現在のような状況においては、競争原理が働かず、業者は創意工夫を怠り、効率性、サービスの向上等が期待できない等の弊害が生じる可能性がある。今後は少なくとも数年に1回は競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。</p> <p>また、「合特法」に基づく契約については、「合理化に関する基本協定・グラドルール」において、代替業務の適正化について10年ごとに見直しを行うとされている。現在は協定締結から10年以上が経過しているため、早期に補償についての検証を行い、契約の継続の可否及び契約量について検討する必要がある。</p>	<p>発足させた収集運搬委託部会(環境事業部契約方法研究チーム内)において、昨年と同様の手順で契約の可否及び契約量について引き続き検討を行っているが、平成20年6月19日付環境省通知(環境対発第080619001号)によると、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理を委託する場合、「環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも、業務の着実な履行を重視している。」としているため、拙速に結論を出すことはできないことから、本事項については引き続き研究・検討を行う事とする。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>
経費削減効果	
<p>(イ) 設計金額の積算について (監査の結果)</p> <p>平成18年度一般廃棄物収集運搬業務の合計落札率は、98%と極めて高い落札率となっている。また、各契約ごとの落札率も94%から100%と極めて高い。随意契約においては、一般競争入札とは異なり、設計金額の妥当性が強く求められる。しかし、主要な経費である人件費については、行政職俸給表(二)に基づいて計算されているが、委託先の業者は民間企業であるので岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。また諸経費率が帳尻あわせのように設定されているが、このような形式的積算は早急にやめるべきであり、必要な経費であれば、積算方式で適切な計算を実施すべきである。</p>	<p>予算査定段階で実務に基づき査定されてきたので落札率が高くなってきている。</p> <p>市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」との規定があるため、積算根拠として直営の実務者の平均を捉え算定している。</p> <p>なお、今後も引き続き適切な積算方法については検討する。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>
経費削減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について	
種類	包括外部監査	
監査実施年度	平成19年度	
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日	
担当	環境事業部 環境事業政策課 (TEL 内線6266)	
指摘事項	措置状況	
<p>(ウ) 学校等生ごみ収集運搬業務委託(その2)の契約先の選定について (監査の結果)</p> <p>契約先は、元従業員から岐阜市の委託料に関する債権を差し押さえられているため、岐阜市は毎月の委託料を法務局に供託しており、通常の委託料の支払とは異なる業務が必要となっている。また、このようなトラブルを抱えている会社が、受託業務を適切に遂行できるかは疑問であり、早急に契約を見直す必要がある。</p>	<p>当該契約先から元従業員とのトラブルは収束したとの報告があり、本市の委託料の差し押さえについても平成20年6月6日に取り下げられた。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>	
	経費節減効果	
<p>(エ) 南部地域特別巡回収集業務委託について (監査の結果)</p> <p>この契約は、「合特法」に基づく契約であるが、日報を調査した限り、契約金額に見合う業務を実施しているかの検証ができない。今後は、巡回エリアを広げるなどによって、契約時間まで業務を実施するよう指導を行うこと、及び、巡回を実施した際には、報告書の提出を義務付ける等の改善を図るべきである。さらに、巡回業務を実施したことによってどのくらいの啓発効果があったのかを検証し、委託業務自体の有効性及び必要性を検討すべきである。</p>	<p>平成20年度の委託契約では市橋・三里・厚見地域の一部を巡回エリアに追加した仕様書に変更した。</p> <p>また、巡回を実施した際には、報告書の提出を義務付ける等の改善を図った。なお、年度末には啓発効果の検証、委託業務自体の有効性及び必要性を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>	
	経費節減効果	
<p>(オ) 見積書の内容について (監査の結果)</p> <p>現在、岐阜市では契約の締結に際して委託業務の見積金額の提出を義務付けているが、当該金額の内訳を示した積算内訳書は任意提出となっている。また、会社が任意に積算内訳書を提出する場合、積算内訳書の記載様式は詳細には決められておらず、会社によって異なっている。今後、一定金額以上の契約締結の際には見積書の提出を義務付け、また、記載様式も詳細に決めることが望まれる。</p>	<p>記載様式の統一化については、各社それぞれの算出方法による様式があり詳細に決めることは難しい。今後も、指摘事項が担保できるような見積書の手法について引き続き研究する。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>	
	経費節減効果	
<p>(2) 岐阜市が羽島市へ請求するごみ搬送先変更費用について (監査の結果)</p> <p>羽島市の衛生施設組合への加入に伴い、岐阜市が衛生施設組合に搬入していたごみの一部を岐阜市の他のごみ処理施設へ搬入する搬送先変更費用は、本来は羽島市が全額負担するべきものである。しかし、受入先である東部クリーンセンター処理単価と岐阜市最終処分場処理単価の合計が、衛生施設組合ごみ処理単価より低いため、差額は岐阜市が有利になっているため、その分については、羽島市は負担する必要がないということでその分を控除して負担額が計算されている。しかし、衛生施設組合ごみ処理単価には、岐阜市の北野阿原最終処分地の建設費用及び維持管理費用しか考慮されておらず、施設建設に要した職員の給与・事務費等や最終処分場の開設・維持に係る地元対応に要した経費等が考慮されていない。従って、搬送先変更に要する負担額には、上記事項も考慮し経費の精査をすべきである。</p>	<p>平成23年3月31日付で、平成23年～25年度の間のごみ搬送先変更費用について、年額9,825,000円で羽島市と合意書を結んだ。</p> <p>費用を算出する際には、指摘の通り、北野阿原最終処分場及び東部クリーンセンターの建設に要した人件費や、地元対応として建設したリフレ見に要した減価償却費を考慮して、費用を算出した。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年4月24日)</p>	
	経費節減効果	
<p>(3) 岐阜地域と柳津地域の収集・運搬方法の相違について (監査の結果)</p> <p>平成18年1月に岐阜市と柳津町は合併したが、ごみ収集・運搬方法には、差異がある。同じ岐阜市内でごみ収集方法が異なるのは、市民に混乱をきたす可能性があるだけでなく、収集・運搬業務が効率的になされない可能性がある。岐阜市は、合併より3年を目処に見直しを行うとしているが、早急に統一するべきである。</p>	<p>平成20年度においてはビン・ペットボトル、カンの収集方法を統一した。</p> <p>粗大ごみについては平成21年度から統一化し、あわせて普通ごみのルールの細かな差異も統一する予定で作業を進めており、有料化の住民説明会の実施等により啓発に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)

指摘事項	措置状況
<p>(4) 事業系一般廃棄物の収集・運搬について (ア) 事業系廃棄物排出予定量の把握について(監査の結果) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら処理することが原則とされているが、家庭系廃棄物と合わせて週標準量50kgかつ、収集回数週2回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとされている。しかし、岐阜市は、個々の事業者が排出する週標準量を把握していないため、本来、事業系廃棄物として有料で処理しなければならないものが、家庭系廃棄物として無料で処理されているものが存在する可能性がある。 上記事態を回避するために、岐阜市は事業者事前に廃棄物排出予定量を提出させ、週標準量50キログラムを超えるか否かの検証を行う必要がある。</p>	<p>開発許可の担当課と連携して新設の場合は、事業系廃棄物として収集するよう指導している。 また、収集の際に、発見された大量のごみについては、必ず指導を行っている。 市内の許可業者が契約している業者は約5100事業所で、従業員10人以上の大規模事業所は約4300事業所であることから、大量に排出される事業所のごみは、家庭廃棄物として処理されておらず、おおむね50kg以下であると推察される中、約19,000事業所から廃棄物排出予定量を提出させ、確認を行うのは、費用対効果の面から考えても、困難であると判断する。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	<p>経費節減効果</p>
<p>(イ) 例外基準の見直しについて(監査の結果) 週標準量50kgというのは相当な量であり、現状は、週標準量50キログラム以下の場合であっても、廃棄物の量がある程度以上である場合は、事業者自らの処理をお願いしているのが実情とのことである。さらに、規則が作成されたのは昭和52年であり、相当の年月が経過していることもあり、現状に合った基準及びより厳しい基準に改定する必要があると思われる。</p>	<p>一般家庭においても、週最大50kg程度のごみが排出される中、中小零細企業が多い岐阜市においては、「事業所から排出されるごみがおおむね50kg」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第5項の「収集または運搬が困難である」とはいえず、現状にあった基準である。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	<p>経費節減効果</p>
<p>(ウ) 許可業者の選定について(意見) 事業系一般廃棄物処理許可業者は、地域で一社或いは品目限定で総計9業者に許可が出されている。許可業者は、平成10年度に一社増えた(排出者限定)のみであり、一般ごみ収集業者は、昭和47年度から変わっていない。 本来、事業系廃棄物については自らの責任で適正に処理しなければならない、その趣旨によれば自ら業者を選んで、自らの責任で費用負担することが原則である。従って、基準を満たした適正な業者であれば自由に業者を選定できるようにすることが原則であると思われる。また、現在の状況では、最初に許可を受けた業者が、既得権益として独占的に業務を実施することができるため妥当ではないと思われる。さらに、料金が一律であるといってもサービスは均一ではなし、より有効な収集ノウハウを持った業者の参入を妨げており、参入障壁を取り払うことを検討すべきである。</p>	<p>事業系一般廃棄物処理の許可基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に規定する「許可する場合の基準」により、「市町村による一般廃棄物の収集運搬に困難等がないと、許可してはならない。」と定められていることから、直営では不可能な現状を踏まえ、許可業者に委託している。 また、新規参入については、ダンピングやそれに伴う経営悪化による不適正処理の恐れがあるため、本件については今後も慎重に検討を続ける。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>
	<p>経費節減効果</p>
<p>(5) 自治会未加入者に対する通知について(監査の結果) ごみ出しのルールを記載したパンフレットは、自治会を経由して各家庭に配布されるが、自治会未加入者には、配布されない。自治会加入率が低下しているという状況のなか、岐阜市は自治会に対して、自治会未加入者に対してもパンフレットを配布するよう要請すべきである。</p>	<p>任意の市民団体である自治会に対して未加入世帯へのごみ出しルール配布を要請する場合には、自治会役員の拒絶反応や抵抗が予想され、説得に時間と人手を要する事例が多数発生するものと思われる。 ごみ出しルールの配布は一定期間に終了する必要があるため、これまで当課が蓄積した未加入者の多い居住建物に関するデータ等を活用して今までどおり職員が配布するのが効率的ではないかと判断している。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	<p>経費節減効果</p>
<p>(6) イエローカードの貼付について(木田一環境事務所) (ア) マナー違反者に対する対応について(監査の結果) マナー違反者に対して、イエローカードを貼付しているが、一旦イエローカードを貼付したら徹底的に排出者を特定し、排出者が判明するまでは違反ごみを回収しないという強い姿勢でのぞむべきである。また、ごみステーションの管理は、本来はごみ収集の一環として岐阜市の業務である。自治会にはマナー違反者を処罰する権限もなく、自治会未加入者が増加しているという現状においては、自治会が指導力を発揮することは困難であるため、マナー違反者に対しては、岐阜市が厳しく対応するべきである。</p>	<p>イエローカード添付後、できるだけ早く現場を確認し、排出者を特定し、指導できるよう改めた。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	<p>経費節減効果</p>

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)

指摘事項	措置状況
(イ) 通報処理報告書について (監査の結果) 木田一環境事務所では、市民からの苦情及び通報を集計した通報処理報告書を木田一環境事務所独自の方法として作成しているが、情報の共有化は重要であり、環境事業室として、定型様式を定めるべきである。また、通報処理報告書を通査した結果、途中経過で終わっており、最終報告までなされていないものが存在した。今後は、最終報告まで求める様式を策定し、さらに最終的な責任者の承認も得る必要があると思われる。	通報処理報告書を共通化し、最終報告が記載された各事務所の報告書が環境事業課長の決裁を得るように事務処理を改めた。 <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
(7) 一般廃棄物以外の分別収集について (意見) その他プラスチック製容器包装については、多種類のプラスチックを含み、収集区分があいまいなことから分別によって異物や不適合物を除き切れない。そのため、プラスチックとしては、下位の製品にしか再生できず、処理量の半分は工程のなかで産業廃棄物として捨てられ、それでいて処理費用が高いとなれば、石油製品であるプラスチックは燃やして発電に使用したほうがよほど効率的であると思われる。リサイクルは、常に善であるという盲目的な思い込みは危険である。	「ごみ処理有料化制度の導入の検討について」の市民意見交換会の中で、中核市の78%が実施している「その他プラスチック製容器包装の分別収集」を求める声もある。分別収集によるごみ全体の減量・資源化行動の意識改革、プラスチックごみのエネルギー使用を含めた資源化手法のあり方、プラスチックごみに対する温暖化対策などを論点に、「ごみ減量・資源化指針2011」の工程に基づき、平成25年2月に環境審議会に諮問し検討に着手した。 <p style="text-align: right;">(平成25年4月23日)</p>
	経費節減効果
(8) 資源ごみの収集方法について (監査の結果) 自治会によっては、収集会社の都合で収集車への積み込みのお手伝いも行っているところがある。積み込み作業は力仕事であり、高齢者や女性ばかりでは困難であるため、どうしても働き盛りの男性が必要になる。積み込み作業の完了時間は、収集車の到着時間によって異なるが午前10時過ぎになる場合があり、市民に負担をかけ過ぎていると思われる。資源ごみの収集方法を各自治会に任せていても、常に現状を把握し、市民に過度な負担をかけすぎないよう指導力を発揮すべきである。	積み込み作業のお手伝いについては、強制しないように岐阜市資源分別回収事業協議会に依頼した。 <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
(9) ごみステーションからの盗難防止について (監査の結果) 近年、ごみステーションからの有価物の盗難が発生している。通常であれば重要な犯罪であり、刑事罰が科せられるべきものであるが、廃棄物の盗難が犯罪として扱われるかどうかは微妙である。しかし、ごみステーションから有価物が抜き取られることによって、岐阜市の重要な収入が減少することになるため、岐阜市としては、上記盗難に関しては条例で罰則を設けるなどして、盗難の防止に努めるべきである。	抜き取り発生地区では早朝パトロールや夜間監視を実施するとともに、ステーションの一部に抜き取り禁止及び関係者以外侵入禁止の警告書を取り付けるなどの対策を実施し、一定の効果が得られた。 特に悪質なものへの対応については警察とも協議しているが、条例化については社会情勢をみながら検討する。 <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
(10) ごみ収集車について (監査の結果) 地球温暖化防止のためには、ごみ収集車の低公害化を進めることが必要である。その一環として、バイオ燃料の導入以外にも、平成18年度までに天然ガス車1台、LPガス車7台、ハイブリッド車1台導入している。今後は、さらに導入をすすめるべきである。	収集車を全て低公害化することについては、給油(天然・LPガス)スタンドが市街地の少数の店舗に限られる等の事情や、災害時における運用面からの制約があるが、特に廃食用油使用車の増車を検討する。 当面の対応として2台のごみ収集車を平成21年度には環境に配慮した低排出ガスディーゼル車に更新することとした。 <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
(11) 車両火災が発生した場合の責任の明確化について (意見) 岐阜市においては、委託車両に車両火災が発生した場合、委託者責任とするのか、受託者責任とするかの取決めを行っていない。他市においては、受託者責任としている場合が多いため、岐阜市においても契約書に受託者責任を明記しておくべきである。	平成20年度の委託契約から受託者責任を明記した仕様書に変更した。 <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>Ⅲ. 中間処理施設について</p> <p>A. 岐阜市リサイクルセンター</p> <p>(1) 岐阜再生資源事業協同組合に対する随意契約の妥当性について(監査の結果)</p> <p>施設オープン翌年の平成10年に改定されて以降、現在に至るまで委託料(22人体制)は約73万円程度でほとんど同じである。委託料の設計金額の内訳の主なもの、人件費であるが、委託先の業者は民間企業であり、岐阜市の職員ではないため、岐阜市の行政職俸給表(二)に基づいて計算することは妥当ではなく、岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。また、同一業者によって毎年ほぼ同一金額で契約することにより、競争原理が働かず弊害が生じる可能性がある。今後は、少なくとも数年に1回は、競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。</p>	<p>市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」との規定があるため、積算根拠として直営の実務者の平均を捉え算定している。</p> <p>なお、過去の導入経過においては行政回収を実施することで廃品回収業者の業務を圧迫し失業させる等の問題もあつたことを勘案して当面は現状維持とし、今後は慎重に検討を続けていく。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>
	経費節減効果
<p>(2) 岐阜再生資源事業協同組合の財務状況の確認について(監査の結果)</p> <p>岐阜再生資源事業協同組合の財務状況は、3年ごとに財務諸表を入手しているとのことであるが、岐阜市には委託者責任があり、業務を遂行するのに支障が生じないよう財政状態に問題が生じていないことを確認するため、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を毎期入手すべきである。</p>	<p>毎期の財政状態を確認していく。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	経費節減効果
<p>(3) ビン、ペットボトル、カンの収集について(意見)</p> <p>ペットボトルのキャップは取って出すという規則であるが、「岐阜市ごみ出しのルール」には「ペットボトルのキャップは普通ごみへ」と小さく記載されているのみで、わかりにくい。「岐阜市ごみ出しのルール」に大きく記載することや、処理に手間とコストがかかることをアピールする必要があると思われる。</p>	<p>20年度の「ごみ出しのルール」の記載方法で強調するとともに、「広報ぎふ」に啓発記事を掲載した。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(4) 資源(有価)物の取扱いについて</p> <p>(ア) ペットボトルの売却方法について(意見)</p> <p>ペットボトルの量、売却金額とも増加しており、かつ単価面で独自に売却した場合と差がある以上、歳入確保という点からある程度の量は(財)日本容器包装リサイクル協会を通さず直接売却することを検討すべきである。その際には売却先の業者が適切に再資源化を実施するよう指導する必要がある。</p>	<p>使用済ペットボトルは廃棄物の処理及び清掃に関する法律上「廃棄物」として位置づけられ、最終処理を確認する必要があるものの、海外売却ルートでは困難であり場合によってはパーセル条約に抵触する可能性もある。</p> <p>その時の社会情勢から一時的に有価物として売却できても、廃棄物処理として恒久的に処理できる体制が必要不可欠である。</p> <p>H20秋以降の価格下落により指定法人以外のルートで処理していた自治体は、これまでのルートからの指定法人への変更をせざるを得ない状況になっている。</p> <p>なお、環境省は使用済ペットボトルを指定法人等に円滑に引渡す必要性と、指定法人以外への引渡しの際の自粛を通知している。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(イ) 岐阜市リサイクルセンターの防犯体制について(意見)</p> <p>資源(有価)物は、業者に引き取ってもらうまでの間、長い時には一週間程度岐阜市リサイクルセンターに保管されることになる。現状の防犯体制としては、施錠及びシャッターの設置等を行っているのみで、防犯ブザーや、警備会社との契約等は行われていない。防犯対策としては現状の体制で充分であるとはいえず、防犯の強化を検討する必要があると思われる。</p>	<p>防犯強化対策の一環として管理棟に防犯カメラとセンサーライトを設置した。また、工場棟の各面にアラーム付センサーライトを増設する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>B. 破碎処理施設</p> <p>(1) 粗大ごみ処理施設のクレーン性能検査のための点検業務請負契約について(監査の結果)</p> <p>粗大ごみ処理施設のクレーン性能検査のための点検業務請負契約書(一者随意契約)は、すでに作業は完了していた時点で作成されたものであった。契約は業務開始までに締結すべきである。</p>	<p>契約の締結等は、適正に行うよう再確認するとともに環境事業部施設監査要領を作成しチェック体制を確立した。また、契約方法研究チームを設立し契約方法等の検討を行い適正化に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について	
種類	包括外部監査	
監査実施年度	平成19年度	
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日	
担当	環境事業部 環境事業政策課 (TEL 内線6266)	
指 摘 事 項	措 置 状 況	
C. 焼却処理施設 (1) 掛洞プラント焼却残さ運搬業務委託契約の妥当性について (監査の結果) 掛洞プラント焼却残さ運搬業務は、特別な資格条件を必要としないが、業務の関連性が無いにも係らず、特別な資格条件を必要とする浸出水処理施設維持管理業務とを一つの契約としているために、指名競争入札資格者が2者に限定されてしまっている。 これらの業務委託契約は別々の契約とし、特別な資格条件を必要としない掛洞プラント焼却残さ運搬業務は、より多くの業者が入札に参加できるようにすべきである。	別契約にし、焼却残さ運搬業務委託には市内業者9社が入札参加した。 (平成20年度)	
	経費節減効果	19年度決算 26,250,000円 20年度決算見込み 16,065,000円(浸出水) 9,975,000円(焼却残さ)
(2) 一者随意契約について (意見) 現状では、設備の設置者は設置後の設備の保守管理を必然的に行うことになり、設備そのものは低価格で導入しても、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。 従って、現在は施設の運営管理、法定点検業務、定期点検業務等同一の業者とそれぞれに個別の契約として契約しているが、今後は、設備の導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果が得られ、複数年度にわたる総コストを引き下げさせることが可能となるのではないかと考える。	(東部クリーンセンター) 法定点検及び定期点検において使用する部品は、当該施設に合わせて製作された特殊品であり、他の業者では入手できない。また、取替え等においても特殊技術を要するため、設備設置業者と随意契約している。なお、平成19年度から運転管理、法定、定期点検を一本化し経費等の削減を図っているが複数年度を対象とした契約については、他都市の状況を調査しています。 (掛洞プラント) 当施設は、運転管理を市直営で行っており、法定点検は各専門機関にて実施しております。焼却炉整備業務委託のみが一者随意契約となっています。これらの現状から、同一の業者と個別の契約を一本化することは困難であります。 今後、当プラント改築等の際には、全体的なコスト削減等の効率化が期待できない場合を除いて、関係課等と連絡調整を図りつつ、年数や方法等の問題を軸に複数年契約の採否についての検討をいたします。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	(東部クリーンセンター) 運転管理・法定・定期点検一本化 平成18年度決算 ¥371,934,150円 平成19年度決算 ¥364,495,950円
(3) 過積載の状況について (監査の結果) 普通ごみの収集搬入車両の過積載状況は、委託による搬入車両よりも直営による搬入車両の方が多い。市は委託業者に範を示して指導すべき立場でありながら、直営の方が過積載が多いのは問題である。直営について、早急に過積載車両を無くすよう改善する必要がある。	取集体制の見直し・職員の意識啓発及び研修・購入車両の見直しによりほとんど改善されている。 (平成20年度)	
	経費節減効果	
(4) 焼却残さ運搬業務方法の見直しについて (監査の結果) 焼却残さ運搬業務は、焼却残さ及び固化灰量を年間約3,800 tを日数で委託しているが、一日中拘束する必要はなく、1 t 当たりの単価契約も可能であり、検討する必要がある。	灰運搬量は、4トン車で一日4回以上の運搬搬出が必要で、灰クレーンの運転及び機器整備管理も絶対実施しなければならない業務で、一日拘束しないと実施できない業務量である。 なお、年間契約(240日)から、休炉期間を除いた灰搬送日数(213日)による契約への変更見直しは行った。 (平成20年度)	
	経費節減効果	19年度決算 10,185,000円 (焼却残さ運搬業務分) 20年度決算見込み 9,975,000円
(5) プラントホーム場内整理員の服装について (監査の結果) 掛洞プラントのごみ搬入プラントホームで場内整理を受託している(社)岐阜市シルバー人材センターの職員は私服で業務を行っていたが、車の出入りの多いところで危険であり、搬入車両の運転者に目立つように、蛍光反射板を身につけて作業するようにすべきである。	蛍光反射ベストを貸与し、着用させ作業している。 (平成20年度)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について	
種類	包括外部監査	
監査実施年度	平成19年度	
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日	
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)	
指 摘 事 項	措 置 状 況	
D. その他の関連施設について (1) 掛洞プラント周辺施設 (ア) プラザ掛洞について (監査の結果) 平成18年度からは指定管理者制度を導入して管理、運営にあたっている。指定管理者を適正に評価するためには、利用者にアンケートを行い、委託業務の遂行状況やスタッフの対応等維持管理業務についてのみならず、水泳教室や利用料金等利用者のニーズ及び満足度も把握する必要がある。また、利用者拡大をはかるためにはアンケート結果を活用し、指定管理者を適切に指導していく必要がある。	利用者の要望等を把握するためアンケート活用をするよう指導を行った結果、選定委員及び地元関係者の評価も上がっている。 (平成20年度)	
	経費節減効果	
(イ) 掛洞苑(リサイクルまんが館) (監査の結果) 利用者が少なく新しい本が集まらないことや、土・日・祝日及び学校の休日しか開館されていない現状では、施設の閉鎖をも視野に入れた抜本的な対策が必要である。	リサイクルの啓蒙には役立っており、新しい本も徐々に集まっている。地元住民の要望及び根強い利用者もあることから、掛洞プラントが稼働している限り存続する必要がある。 利用者数 H18 3,690人 H19 3,735人 管理委託費 H18 856,000円 H19 856,000円 (平成20年度)	
	経費節減効果	
(ウ) 掛洞苑(フィールドアスレチック) (監査の結果) フィールドアスレチックとしてあまり活用されていないのであれば、生ごみ利用の堆肥を使つての花壇や果樹園、昆虫が生息する環境づくりなど、四季折々に楽しむことができるような場所として利用することも検討すべきである。高齢化社会を背景に市民主導で参加型にすることで、地元住民のみならず市民の憩いの場となるような環境づくりを検討していくことが必要である。	廃材を利用したテーブルや椅子を設置したり、桜の季節には、ライトアップ及び雪洞の飾り付け等の施設整備に努めており、地元住民の理解も得ている。環境整備については、新プラント計画との関連があり検討する必要がある。 (平成22年5月31日)	
	経費節減効果	
(2) 芥見リサイクルプラザ (監査の結果) リサイクルという視点で、牛乳パックや荷造り紐等を使ったアイデア工作など、リサイクルをテーマに「遊びながら生かす」を体験させていく事業は、一見無駄のようにも見えるが、若年層に啓蒙する手段としては継続していくことが重要である。家庭で不用となった生活用品を有効に活用するため、希望者同士が直接交渉の出来るリサイクルの場、すなわちフリーマーケットの場所として提供し、より多くの市民が足を運ぶ機会を増やし、ごみの減量化とリサイクル意識を高め、ごみ問題、環境問題への関心や理解を深める場所として提供することも検討する必要がある。 ごみ問題は、不滅的なテーマであり年齢を問わず継続して啓蒙していくことが重要であり、より多くの市民が環境問題に触れる機会を作り出す企画を作成すべきである。	リユース啓蒙を目的として、粗大ごみの中から一部修理により再使用可能なものを一定期間啓発展示した後抽選会を行い、市民に譲り渡しています。 また、市民の方々が持込まれたリサイクルできる衣類等を希望者に譲り渡すコーナーを設け啓発を推進しています。 なお、新たに、岐阜市のホームページに再使用展示品抽選会、「まだまだ使える」抽選会等の紹介を掲載して情報の提供を始めました。 さらに、循環型社会推進課と連携し、自治会を対象としたシビックアクション号や、小学生とその親を対象にした夏休み親子の学習会で見学会を実施したり、小学校の社会見学等の受入れを行って啓発に努めています。 (平成20年度)	
	経費節減効果	
IV. 最終処理について (1) 最終処分場跡地について (ア) 最終処分場跡地の利用方法について (監査の結果) 岐阜市が直接管理運営している施設は岐阜市民が平等に利用できるが、地元自治会が管理運営している施設はその管理運営委員会が承認しない限り他の地区の住民は利用できない。しかし、最終処分場の跡地施設は岐阜市の財産であるため、一部の市民のみが利用できる状態は公平性に欠けるといえる。最終処分場の建設時には、地元住民の理解は不可欠ではあるが、地元のみが永久的に利用できる施設を建設することは好ましくない。従って、これらの施設は地元を優先することはあっても、永久的ではなく期限を区切る(例えば10年)べきであり、しかも、運営管理は岐阜市が行うべきである。	地元自治会で構成する管理運営委員会が、管理運営を行っている施設(グラウンド)については、最終処分場跡地の一部のみ整備された場所を利用しているものである。 しかし、跡地全てがグラウンドとして整備完了後は、他地区の住民も利用可能な岐阜市による管理運営を検討していく。 (平成26年4月16日)	
	経費節減効果	

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提出日(最新提出日)	平成26年3月31日
担当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)

指摘事項	措置状況
<p>(イ) 最終処分場跡地の浸出水処理施設について(監査の結果)</p> <p>国(環境省)では一般廃棄物の最終処分場の廃止に関する規定があり、この基準を満たせば処分場の廃止は可能である。しかし、岐阜市はこの基準項目の詳細な検査は行っていない。</p> <p>埋立期間終了後20年以上経過している跡地もあり、水質の現状と将来の予測を地域住民に説明し、地域住民に安心感を与えることは今後の清掃事業にとって重要である。従って、通常の水質検査のみならず、国の処分場廃止基準による検査も年に1回程度は行い、その状況を市民に報告する必要がある。また、廃止できれば各施設の維持費(数百万円～1千万円程度)は不要となる。</p>	<p>一般廃棄物最終処分場の原水(埋立地にしみこんだ水で処理する前の水)の水質が、国の処分場廃止基準に一部達している最終処分場については、廃止基準項目の詳細な検査に着手している。今後、年2回の検査を2年間に渡って引き続き行い、基準項目の詳細な検査の結果、廃止基準を満たし安全と確認できれば、水質の現状と将来の予測等を地域住民に説明し、同意が得られた場合は、最終処分場跡地の浸出水処理施設を廃止する方向で考えている。</p> <p>なお、埋立終了及び現在埋立中の一般廃棄物最終処分場については、通常の水質検査を行っており、処理水はすべて排水基準(基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準)に適合している。また、その結果については、一般廃棄物最終処分場近隣住民の方に報告している。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月16日)</p>
	経費節減効果
<p>V. 公有財産の管理について</p> <p>(1) 公有財産台帳を整備する必要があるもの</p> <p>(ア) 公有財産台帳に取得価格が記載されていない(監査の結果)</p> <p>公有財産台帳には、取得価格を記載することになっているが、すべての土地について、公有財産台帳(土地)に取得価格が記載されていない。</p>	<p>財政課が主導する「新地方公会計制度」の平成21年度導入に合わせ、台帳を整備した。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	経費節減効果
<p>(イ) 財産区分に従い台帳が作成されていない(監査の結果)</p> <p>公有財産は、その種類及び区分に従い、公有財産台帳を作成するように規定されているが規則どおりに作成されていない。公有財産台帳は建物と工作物を区分せず建物に含めて作成されている。工作物は、建物とは区別して公有財産台帳を作成すべきである。</p>	<p>財政課が主導する「新地方公会計制度」の平成21年度導入に合わせ、台帳を整備した。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	経費節減効果
<p>(ウ) 財産台帳が作成されていない(監査の結果)</p> <p>工作物については、全く公有財産台帳が作成されていない。公有財産台帳は、財産の所在や在高を明確にし、現品管理及び金額管理を確実にするためのものであり、公有財産の管理を行うための基礎となるものであるという認識を持って、規則に従って整備すべきである。</p>	<p>財政課が主導する「新地方公会計制度」の平成21年度導入に合わせ、台帳を整備した。</p> <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日)</p>
	経費節減効果
<p>VI. 物品の管理について</p> <p>(1) 備品台帳を整備する必要があるもの(東部クリーンセンター)(監査の結果)</p> <p>備品台帳と現物とを照合した結果、現物があるにもかかわらず備品台帳のないものがあつた。また、備品整理札が貼付されているものの、どこに貼付されているか探さなければわからないような所に貼付されているものもあつたが、すぐに確認できるところに貼付する必要がある。</p> <p>既に廃棄された備品が備品台帳上除却処理されないままファイルされていた。備品の廃棄時には、備品台帳の廃棄処理手続も失念することなく実施する必要がある。</p>	<p>新規に購入した備品に関しては、備品台帳に搭載しています。なお、既存の備品台帳については、順次整理を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(2) 現物が見当たらない資産について(環境事業室)(監査の結果)</p> <p>環境事業室管理物件について、実査した結果、現物を確認できないものがあつた。備品台帳は2年から3年に1回の割合で現物との突合せを行っているとのことであるが、少なくとも1年に1回は現物実査を行う必要がある。</p> <p>また、環境事業室は市役所内のほかに3箇所の環境事務所及び岐阜市リサイクルセンターを設置しているが、備品台帳は各現場にはなく、市役所内において一括管理されている。そのため、備品台帳上の備品の保管場所が正確に把握できておらず、備品の現状が十分に把握できていない。</p> <p>今後は、備品の管理を徹底するため、各事務所及び岐阜市リサイクルセンターごとに備品台帳を作成し正確な管理を行う必要がある。</p>	<p>各事務所及び岐阜市リサイクルセンターごとに備品台帳を作成し年1回の現物実査を行い正確な備品管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	清掃事業の財務に関する事務の執行について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成26年3月31日
担 当	環境事業部 環境事業政策課(TEL 内線6266)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(3) 備品台帳への記載のない備品について(環境事業室)(監査の結果) 平成18年度において新規取得した備品について備品台帳に記載されていないものがあった。備品を購入した場合には備品台帳への記載および備品管理シールの貼付が義務付けられていることから、備品台帳への記載及び備品管理シールの貼付を行い、備品管理を徹底するべきである。</p>	<p>各事務所及び岐阜市リサイクルセンターごとに備品台帳を作成するとともに年1回の現物実査を行い正確な備品管理に努める。 現物実査の際には備品管理シールの有無についても確認する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(4) 他部署から受け入れた備品について(環境事業室)(監査の結果) 他部署から受け入れた備品については備品台帳への記載を行っていない。たとえ他部署から無償で受け入れた備品であっても、当初取得価額が20,000円以上のものである場合には、備品台帳に記載し備品管理を正確に行うべきである。</p>	<p>他部署からの受入備品についても当初取得価格が2万円以上のものは各事務所及び岐阜市リサイクルセンターごとに備品台帳に記載し、当課で購入した備品と同様の取り扱いに改める。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(5) 備品の外部持ち出し(環境事業室、産業廃棄物特別対策室)(監査の結果) カメラ、ポータブル型ガス探知機等外部で使用する備品の持ち出しについては、現在自由に持ち出すことができる。しかし、紛失の防止や故障の際の責任を明確化するためにも、持ち出し表を作成する等備品管理を徹底する必要がある。</p>	<p>(環境事業課) 備品の持ち出し表を作成して外部へ持ち出された備品の返却確認を徹底する。</p> <p>(産業廃棄物特別対策課) 備品管理の徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果
<p>(6) リース資産の管理について(産業廃棄物指導室)(監査の結果) リース資産に対する台帳管理が行われていない。リース資産については過去に木田一環境事務所においてノートパソコンを紛失したため買い取ったこともあることから、リース資産についても購入品と同様の管理(資産管理シールの貼付やリース資産台帳を作成する等)が必要と思われる。</p>	<p>(環境事業課) リース資産についても購入品と同様の取り扱いに変更する。</p> <p>(産業廃棄物指導課) 指摘後速やかに、資産管理シールを貼付するとともに、リース資産台帳を整備した。また、帰庁時、リースパソコン等は収納、施錠をし管理している。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年度)</p>
	経費節減効果